# 新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令 （平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条第一項第三号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域は、次のとおりとする。

# 附　則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年三月三一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。